

# 監事監査報告書

令和2年6月16日

学校法人 常陽学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 常陽学園

監事 山吹直幸



監事 高橋奈香子



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人常陽学園寄附行為第16条の規定に従い、学校法人常陽学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

## 1. 監査方法の概要

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取しかつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携し、私たちが必要と認めた監査手続を実施しました。

## 2. 監査の結果

私たちは、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上